

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市長の海外出張に伴う職務代理者【総務局人事部人事課】 2
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】 3
- 収納事務の委託【保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター】 4
- 徴収事務の委託【環境局環境国際経済部環境産業推進課】 5
- 収納事務の委託【環境局環境国際経済部環境産業推進課】 6

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】 7

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 8

北九州市告示第 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 2 条第 1 項により、米国姉妹都市締結 6 0 周年の記念式典等への参加のため、北九州市長北橋健治がノーフォーク市及びタコマ市を訪問する令和元年 7 月 2 0 日から同月 2 6 日までの間、次の者が市長の職務を代理する。

令和元年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長 梅本和秀

北九州市告示第 85 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目 3 番 7 号	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 86 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、印刷機プリペイドカードの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
喫茶やすらぎ	北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 87 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10 番地 20	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州エコタウン事業概要 DVD の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10 番地 20	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年7月8日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
株式会社味創	北九州市小倉南区中曾根三丁目10番15号	令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

北九州市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和元年7月8日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,050人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万310人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,156人

小倉北区 5万1,193人

小倉南区 5万8,853人

若松区 2万3,110人

八幡東区 1万9,020人

八幡西区 7万696人

戸畑区 1万6,465人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,746人